

令和8年度(令和8年4月～令和9年3月)  
国民健康保険(国保)税の納税通知書が届いた方へ

■ 納税義務者と納税通知書の送付先

- ・国保税の納税義務者は**世帯主**です。納税通知書は世帯主宛てに送付されます。
- ・世帯主が国保に加入していない場合でも、世帯員に国保加入者がいれば、世帯主が納税義務者になります。
- ・納税通知書は年度ごとに作成し、それぞれ郵送いたします。
- ・納税通知書の再発行はできません。紛失しないよう大切に保管ください。



■ 令和8年度あんぶん率と課税限度額

◇医療分:国民健康保険事業に充てる金額  
◇介護分:介護保険事業に充てる金額

◇支援分(後期高齢者支援分):後期高齢者医療制度の支援に充てる金額  
◇子ども分(子ども・子育て支援分):子どもや子育て世帯の支援に充てる金額

$$\text{年税額} = (\text{所得割額} + \text{均等割額} + \text{平等割額}) \times \text{加入月数} / 12\text{か月}$$

令和8年度から  
開始されました

| 区分               | 医療分      | 支援分      | 介護分<br>(40～64歳の方) | 子ども分<br>(18歳以上の方) |
|------------------|----------|----------|-------------------|-------------------|
| 所得割額             | 6.20%    | 2.80%    | 2.40%             | 0.30%             |
| 均等割額<br>(1人あたり)  | 22,400円  | 9,500円   | 10,400円           | 1,300円            |
|                  |          |          |                   | 100円 ※            |
| 平等割額<br>(1世帯あたり) | 16,700円  | 8,100円   | 5,800円            | 800円              |
| 課税限度額            | 670,000円 | 260,000円 | 170,000円          | 30,000円           |

- ・所得割額は前年の総所得金額等から基礎控除43万円を引いた額にそれぞれの所得割率をかけます。  
(合計所得金額が2,400万円を超える場合、基礎控除額は減少します。)
- ・総所得金額等から引かれる金額は、基礎控除のみです。(生命保険料控除、扶養控除、医療費控除等は引かれませんが、)
- ※18歳未満の方の子ども子育て支援金(均等割額)は、全額免除されます。この免除された費用は、18歳以上の方の均等割額に上乗せされて課税されます。

■ 年齢別の課税内訳

|          |     |   |     |   |              |   |      |   |     |
|----------|-----|---|-----|---|--------------|---|------|---|-----|
| 18歳未満の方  | 医療分 | + | 支援分 | + | 子ども分<br>(免除) | = | 国保税  |   |     |
| 18～39歳の方 | 医療分 | + | 支援分 | + | 子ども分         | = | 国保税  |   |     |
| 40～64歳の方 | 医療分 | + | 支援分 | + | 介護分          | + | 子ども分 | = | 国保税 |

年度途中で40歳になるとき  
誕生月(1日が誕生日の方はその前月)から年度末までの介護分がかかります。

年度途中で65歳になるとき  
誕生月(1日が誕生日の方はその前々月)分までの介護分がかかります。

|          |     |     |                                               |   |      |   |     |
|----------|-----|-----|-----------------------------------------------|---|------|---|-----|
| 65～74歳の方 | 医療分 | +   | 支援分                                           | + | 子ども分 | = | 国保税 |
|          | 介護分 | ... | 支払い方法が変わります。<br>介護分が切り離され、介護保険料として納めることになります。 |   |      |   |     |

■ 月割課税

・国保税は国保の加入資格が発生した月から課税されます。

・年度の途中で国保を脱退した場合の国保税は、脱退した月の前月分までの月割で計算されます。

○年度の途中で国保に加入した場合

加入した月の分から国保税を納めます。

例:5月に国保に加入した場合

|    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|

年間国保税の12分の11を納めます。

○年度の途中で国保を脱退した場合

脱退した月の前月分までの国保税を納めます。

例:11月に国保を脱退した場合

|    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|

年間国保税の12分の7を納めます。

<<職場の健康保険などに加入した方へ(国保の脱退手続き)>>

職場の健康保険(社会保険等)に加入しても、国保の資格は自動的に消えません。ご自身で脱退の手続きが必要です。

・必要なもの  
社会保険等に加入した方全員分の勤務先から交付された「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」

・手続き方法(①～③のいずれか)  
①オンライン ②窓口に来庁(国保年金課または各支所・出張所) ③郵送

▼オンライン申請



■ 納付方法

年金からの天引き(特別徴収)

●年金天引きとなる要件

・下記の要件を全て満たす世帯は、年金受給額から国保税が天引きされます。

|     |                                                                                                                                 |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 要件① | 世帯主が国保に加入していて、さらに加入者全員が65歳から74歳の世帯。                                                                                             |
| 要件② | 世帯主の対象年金額が年額18万円以上であること。<br>※複数年金を受給している場合、老齢・退職年金・遺族年金及び障害年金などから優先される年金の年額です。                                                  |
| 要件③ | ・世帯主の介護保険料が年金からの天引きであること。<br>・介護保険料と国保税の合計額が、対象年金額の半分(1/2)を超えないこと。<br>※複数の年金の受給により合算額が18万円以上でも、特別徴収の対象年金額が18万円以上でなければ普通徴収となります。 |

◇年金天引きが中止になる主な理由◇

①世帯主が年度内に75歳になる(特別徴収は4月から中止となります)

③65歳未満の方が国保加入した

⑤前年度に比べて国保税が減少し、仮徴収のみで1年分の国保税を完納した場合

②世帯主が国保喪失した

④年度内に国保税額が減額した

●納期

【仮徴収】(4月・6月・8月) 年間の税額が決まる前に、あらかじめ納付いただく期間です。

①今年度から年金天引きが始まる方 …前年度の税額(介護分を除く)を分割した額を納めます。

②前年度から継続して年金天引きの方 …前年度2月と同額を納めます。

【本徴収】(10月・12月・2月) 確定した年税額から、仮徴収分を差し引いた残りの額を分割して納めます。

●年金天引きから「口座振替」に変更できます

現在、年金天引きとなっている世帯でも、世帯主からの申し出により口座振替への変更が可能です。

※注意 変更の手続きに2か月程度かかります。その間の年金天引きは止まりませんので、ご了承ください。

・手続き場所 : 国保年金課または各支所・出張所

・必要なこと : 年金天引きになる前の納付方法を事前にご確認ください。

| 納付方法            | 必要書類                                                             |
|-----------------|------------------------------------------------------------------|
| 今まで口座振替をしていた場合  | 本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)                                        |
| 今まで納付書払いをしていた場合 | ・本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)<br>・事前に金融機関で口座振替の手続きをした際の「福島市口座振替依頼書」 |

【納付書でのお支払い】

納付書裏面に記載されている取扱金融機関やコンビニエンスストア等で納期限までに納付してください。  
期限を過ぎた未納の納付書をお持ちの場合、①～④の場所で納付いただけます。  
①納付書裏面に記載のある福島市収納機関 ②福島市役所納税課 ③支所(土湯温泉町・立子山・飯坂・松川・信夫・吾妻支所に限る)  
④ゆうちょ銀行・郵便局

【口座振替でのお支払い】

すでに口座登録が済んでいる方は、納税通知書の表紙右下に振替口座を記載しています。  
◎納付書払いから口座振替に変更したい方  
納税通知書・通帳・銀行印を持参し、各金融機関の窓口でお手続きください。

| 令和8年度の納期 | 第1期  | 第2期  | 第3期  | 第4期  | 第5期   | 第6期   | 第7期 | 第8期 |
|----------|------|------|------|------|-------|-------|-----|-----|
|          | 7/31 | 8/31 | 9/30 | 11/2 | 11/30 | 12/25 | 2/1 | 3/1 |

■ 社会保険料控除

市・県民税申告や所得税の申告で、国保税の納付金額を社会保険料控除として申告する場合、該当年の1月1日から12月31日までに納付した金額が対象となります。

- ① 納付書納付分・・・領収書の納付日・金額を確認する。

② 口座振替納付分・・・預貯金通帳を記帳し確認する。(口座振替結果の通知は送付しておりません。)

③ 公的年金からの特別徴収分・・・毎年1月頃に日本年金機構より届く公的年金等の源泉徴収票を確認する。

④ スマートフォンアプリ納付分・・・利用明細等で金額を確認する。

⑤ クレジットカード・ネットバンキング納付分・・・地方税お支払いサイトの納付履歴で確認する。

？ 個人ごとの税額を確認するには？

個人別明細書ページにあるお名前ごとの税額が、個人の年税額です。ただし、国保税は世帯合算で算出しているため、個人ごとに算出はしておりません。また年税額は100円未満を切り捨てるため、個人別明細書の合計額は、確定賦課額と異なる場合があります。個人明細書の金額はあくまで目安としてご確認ください。

■ 軽減制度

1 低所得世帯に対する軽減【申請不要】

一定の所得以下の世帯に対して、均等割額・平等割額を軽減する制度

| 軽減割合 | 世帯の所得金額の合計                                       |
|------|--------------------------------------------------|
| 7割軽減 | 43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下                        |
| 5割軽減 | 43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)+31万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者)以下 |
| 2割軽減 | 43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)+57万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者)以下 |

- ※1 世帯主と被保険者に1人でも所得不明者がいる場合、軽減判定ができないため、所得の申告が必要です。

※2 世帯の合計所得には、国保に加入していない世帯主の所得も含まれます。

※3 給与所得者等の人数とは、給与収入が55万円を超える給与所得者と公的年金などの収入金額が60万円(65歳未満)または125万円(65歳以上)を超える公的年金等に係る所得がある方の人数です。

※4 特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度に移行した方で、移行後も世帯主及び世帯構成に変更のない方です。

※5 軽減を判定する場合の所得と国保税を算出する場合の所得は以下の点において異なります。

①国保税算出時には所得から控除するが軽減判定時には控除しないもの

・事業専従者控除   ・譲渡所得に係る特別控除

②国保税算出時は所得から控除しないが、軽減判定時には控除するもの

・65歳以上(前年12月31日現在)の方で年金所得がある場合、当該所得から15万円を限度に控除した金額で判定します。

2 未就学児の国保加入者がいる世帯に対する軽減【申請不要】

|      |                                           |
|------|-------------------------------------------|
| 対象者  | 0～6歳になった日以後、最初の3月31日を迎えるまでの子どもの国保加入者がいる世帯 |
| 軽減内容 | 未就学児の均等割額の半額分が軽減されています                    |

3 非自発的失業者に係る軽減

|      |                                                                                                                                           |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者  | 以下の条件に全て当てはまる方が対象<br>①離職日の時点で65歳未満の方<br>②雇用保険受給資格者証の離職理由に書かれている番号が以下の方<br>・特定受給資格者 離職理由コード:11、12、21、22、31、32<br>・特定理由離職者 離職理由コード:22、33、34 |
| 軽減内容 | 対象者の前年の給与所得のみを100分の30として税額を算定します。                                                                                                         |
| 手続き  | 雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知を持参のうえ、<br>①国保年金課または各支所・出張所で手続き<br>②福島市HPからオンラインによる手続き(マイナンバーカードをお持ちの方のみ)                                          |

▼オンライン申請



4 産前産後に係る軽減

|      |                                                                                                                |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者  | 令和5年11月1日以降に出産予定または出産した国保加入者<br>※妊娠85日以上の出産が対象(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含む)                                         |
| 軽減内容 | 出産した国保加入者の所得割額と均等割額を免除<br>単胎妊娠の場合:出産月の前月から出産月の翌々月までの4か月分<br>多胎妊娠の場合:出産月の3か月前から出産月の翌々月までの6か月分                   |
| 手続き  | 母子健康手帳等の出産の予定日や多胎妊娠の事実を明らかにすることができる書類を持参のうえ、<br>①国保年金課または各支所・出張所で手続き<br>②福島市HPからオンラインによる手続き(マイナンバーカードをお持ちの方のみ) |

▼オンライン申請



5 後期高齢者医療制度移行に伴う国保単身世帯の平等割額の軽減【申請不要】

|      |                                       |
|------|---------------------------------------|
| 対象者  | 国保から後期高齢者医療制度に移行する方がいて、国保加入者が1人になる世帯  |
| 軽減内容 | 最初の5年間は平等割額を半額。その後、3年間は平等割額の4分の1の額を軽減 |

■ 減免制度

1 職場の健康保険の被扶養者であった方に係る減免【申請不要】

|      |                                                          |
|------|----------------------------------------------------------|
| 対象者  | 職場の健康保険から後期高齢者医療制度に移行する方の扶養家族で、移行に伴い、国保に加入する65歳以上75歳未満の方 |
| 軽減内容 | ・対象者の所得割額を全額免除<br>・資格取得から2年間に限り、対象者の均等割額を半額に軽減           |

2 18歳以下の2人目以降に係る子どもの均等割額減免【申請不要】

|      |                                    |
|------|------------------------------------|
| 対象者  | 18歳以下の2人目以降の子どもがいる世帯               |
| 軽減内容 | 18歳以下の子どもに係る均等割額について2人目以降分が減額されます。 |

■ お問い合わせ先

・国保税に関する情報をHPにて公開しております。詳しくは下記QRよりご確認ください。  
・お問い合わせの際は、納税通知書の表紙に記載している 00で始まる「通知書番号」をお伝えください。  
・納税通知書発送直後は電話・窓口が大変混雑します。  
ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。



福島市国保年金課国保資格係 電話(直通)024-525-3735 (受付時間 8:30~17:15)